

ID: 211

担当部署: みどり環境部 みどり公園課

処分の概要	占用料等の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市立公園条例 第9条		
例 規 番 号	平成13年条例第133号		
【根拠条文】 (占用料等) 第9条 市長は、次に掲げる者から別表に定める使用料又は占用料(以下「占用料等」という。)を徴収するものとする。 (1) 第5条第2項若しくは第8条第3項又は法第5条第1項の規定により使用又は占用(以下「占用等」という。)の許可を受けた者 (2) 有料施設の利用者 2 占用等の許可を受けた者は、規則で定めるところにより占用等の期間に係る占用料等(有料施設の使用料を除く。以下この項において同じ。)を、占用等の許可があった際に全額を納入しなければならない。ただし、当該占用等の期間が翌年度以後にわたる場合の翌年度以後の占用料等は、毎年度当初に支払うものとする。 3 別表(3)の項に規定する駐車場(以下「有料駐車場」という。)の利用者は、規則で定めるところにより使用料を納入しなければならない。 4 管理施設の利用者は、規則で定めるところにより使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日